

台湾における県産農産物プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する台湾における県産農産物プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

台湾は、令和4年2月21日付けで、平成23年の東日本大震災（原発事故）に伴う本県を含む規制対象5県（福島県、茨城県、群馬県及び千葉県）の食品（酒類を除く）に係る輸入規制を緩和した。本県の農産物の速やかな輸出再開に向けて、現地バイヤーの招へい、高雄国際食品見本市への出展及び現地消費者向けの現地マーケットの特徴に対応した取組を展開し、台湾への輸出を開始する。

(2) 対象国・地域

国内及び台湾

(3) 対象品目

牛肉、コメ、なし（にっこり）、いちごなどの本県産農産物

2 委託業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 現地バイヤーの招へい

現地バイヤー（輸入事業者や卸売事業者等）を招へいし、県内の産地視察や生産者との意見交換等を実施する。なお、視察先については、観光や県産品等も含め、本県の魅力発信に繋がる効果的な取り組みとなるよう配慮すること。

ア 対象品目

牛肉、コメ、梨（にっこり）、いちごなどの本県産農産物

イ 招へい人数

4名以上

ウ 実施時期

甲乙協議の上、決定すること

エ 実施期間

3日間以上（渡航を含む）

オ 実施内容

(ア) 招へい者の渡航及び宿泊などの手配

(イ) 視察先・意見交換先などの調整及び当日の移動手段の手配と案内

(ウ) 招へい者に対する県産農産物のPR

(エ) その他、商談支援等の契約取引に繋がる取り組みを提案の上、実施すること。

(2) 高雄国際食品見本市への出展

高雄国際食品見本市へ出展し、次のイからキのとおり実施すること。

ア 高雄国際食品見本市の概要

見本市の名称	高雄国際食品見本市
主催者	經濟部国際貿易局 (TAITRA)
運営事務局 (連絡窓口)	台湾貿易センター台北本部
開期	2022年10月27日(木)～30日(日)10時から18時 最終日のみ17時まで
開催場所	高雄展示ホール (高雄市前鎮区成功二路39号)
出展品目	青果、生鮮農産食品、水産食品、冷凍調理食品、肉類及び乳製品、オーガニック食品、ベジタリアンフード、調味料及び食品添加物、乾燥食品、アルコール類、コーヒー、お茶、飲料、飴、クッキー、健康食品、お菓子、氷菓及び関連サービスなど。
規模	240社/330ブース

イ 運営事務局 (連絡窓口) との対応

運営事務局 (連絡窓口) からの事務連絡や追加備品の手配、出展経費の支払いに関して、甲に代わり乙が対応すること。

ウ 運営員の事務

- (ア) 見本市の会期中の計4日間について、運営員を2名以上手配すること。
- (イ) 運営員は原則同一人物とすること。
- (ウ) 運営員は甲が提供する本県農産物の資料により、本県農産物の理解を深めること。
- (エ) 運営員はブースの設置、装飾、運営にかかる調整等を行うこと。

エ ブースの設置、装飾、運営及び撤去に関すること。

- (ア) 出展するブースは1ブースとする。(ブースサイズ: D3m×W3m×H4m)
- (イ) 出展ブースについて、カウンターパネル等の装飾や、必要な備品の配置を行うこと。
- (ウ) 装飾、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等について、提案すること。
- (エ) その他、ブース運営の詳細については、甲と調整の上、決定すること。

オ 効果的な魅力発信と試食用サンプルの手配

(ア) 見本市に参加した現地バイヤー等に対して、ブースへの来場促進を図り、試食等により本県農産物の魅力発信をすること。なお、現地バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、本県産農産物(牛肉、コメ、梨等)を確保すること。

(イ) 試食用サンプルの輸送及び通関手続等

a サンプルの輸送

見本市会場まで輸送すること。

b 通関手続等

通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

ｃ 試食に必要な食器等の手配をすること。

カ パンフレットの作成及び配布

(ア) 見本市に参加する現地バイヤー等に配布する本県産農産物（牛肉、コメ、いちご、梨）のパンフレットを甲乙協議の上、作成すること。

(イ) パンフレット作成に必要なデータは、甲から提供する。

キ 現地バイヤー等へのアンケートの実施

見本市に参加した現地バイヤー等に対して、本県農産物に係るアンケート調査を実施し、結果をとりまとめること。

(3) 現地プロモーション

社会情勢、食習慣や新型コロナウイルス感染症の状況を勘案の上、現地バイヤー（輸入事業者や卸売事業者等）と連携し、県産農産物の認知度及び購買意欲の向上につなげるため、次により実施すること。

なお、青果物等において収穫量の減少等により実施が困難な場合や、現地バイヤーの要望等により事業の追加が必要となった場合には、甲乙の協議により、実施内容を一部変更することができる。

ア 現地小売店等における試食販売活動

(ア) 実施期間

令和4(2022)年12月から令和5(2023)年1月のうち2週間以上。

(イ) 実施店舗

台北市内の現地消費者へ訴求性が高い店舗で実施すること

(ウ) 会場装飾

装飾、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等について、提案の上、実施すること。

イ 本県農産物の効果的なPR

消費者及びバイヤー等に対し、アに加えて効果的な媒体・手法を用いたPRを提案の上、実施し、本県産農産物の認知度向上を図ること。

ウ 販促資材等の作成及び配布

本県産農産物の販促資材等を作成の上、消費者等へ配布し認知度向上のためのPRを行うこと。

エ 試食用サンプルの手配

現地バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、本県産農産物（牛肉、コメ、梨、いちご等）を確保すること。

オ 試食用サンプル等の輸送及び通関手続等

(ア) サンプルの輸送

現地のプロモーション実施場所まで輸送すること。

(イ) 通関手続等

通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じ検品等を行うこと。

キ アンケート調査

現地プロモーションの効果を検証するため、現地バイヤー及び消費者へアンケート調査を実施し、とりまとめること。

(4) その他、県産農産物の輸出拡大において必要な活動

ア 高雄国際食品見本市への出展、現地プロモーションの実施にあたり、県職員（1名）が海外渡航する際に、渡航に係る旅費、現地旅費、宿泊費等の費用を乙が負担すること。

イ 本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。

3 委託業務の実施場所

日本国内、台湾

4 委託期間

契約締結の日から令和5(2023)年3月10日までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

6 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を次のア及びイ（いずれも任意様式）の提出により、契約期間内に行うこと。

ア 業務完了報告書

イ 成果品

(ア) 成果報告書（紙媒体3部及び電子媒体）

成果報告書には以下の内容を記述すること。

a 事業の結果概要（現地バイヤーのリスト、高雄国際食品見本市及び現地プロモーションのアンケート調査結果等）

b バイヤー及び消費者の反応

- c 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための提案
- e その他、委託業務に係る事項

(イ) 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG 形式））

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (6) 業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。